

THE のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、損保ジャパンがトータルにサポートします。

万が一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

【事故サポートセンター】 【受付時間】24時間365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。



【LINEでの事故のご連絡】

事故のご連絡から保険金請求までLINEで完結！
24時間いつでも、カンタン、便利！



LINEのお友だち登録はこちら >

住宅修理サービスなどのトラブルについて

！ ご注意

住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください！

「保険が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口

・「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談
・火災保険の請求手続きのご相談

0120-0244-10

ゼロ ニ シ ヨウ ト ラブル

【受付時間】平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時
※火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。
※平日は担当の保険金サービス課が対応します。

商品に関するお問い合わせ

商品についてのお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

※パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、ご使用の端末やご利用環境によっては一部機能をご利用いただけない場合があります。

【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

0120-222-882

●おかけ間違いにご注意ください。

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

損保ジャパン公式ウェブサイト「よくあるご質問」

【パソコン・スマートフォンから】

<https://faq.sompo-japan.jp/>

●ご使用の端末やご利用環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。



お客さま向けインターネットサービス

 **損保ジャパンマイページ** <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

SOMPO Park <https://sompo.pk/3RvZIQN>

便利なサービスを
いつでも無料で
ご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせ など



同じIDで
利用可能！

SOMPO Parkは「自分らしく、毎日を豊かに、幸せに」をコンセプトとした、無料の会員サービスです。



(注)個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページはご契約の内容やご利用環境によってご利用いただける機能が異なります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。

●このパンフレットは集団扱に関する特約(債務者集団扱)をセットした「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)、重大事由による解除、事故が起こった場合、引受保険会社が破綻した場合、個人情報の取扱い、などについても併せて記載しておりますので、ご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

[引受保険会社]



損害保険ジャパン株式会社

山陰支店 松江支社

〒690-0007 島根県松江市御手船場町549-1

Tel:0852-21-9700 Fax:0852-27-7841

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

〈公式サイト〉<https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お申し込み・お問い合わせは下記の取扱代理店まで

〈お申し込みについてのご照会〉



山陰合同銀行

〒690-0062 島根県松江市魚町10

<http://www.gogin.co.jp>

カスタマーセンター 0120-315180

受付時間 9:00～17:00 (銀行休業日は除きます)

〈事故のご連絡、契約内容などのご照会〉

松栄株式会社

〒690-0061 島根県松江市白潟本町71 TEL.0852-24-9711

受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始は除きます)



SOMPO

損保ジャパン

Innovation for Wellbeing

金融機関本体取扱用

2023年10月改定



山陰合同銀行

住宅ローン専用火災保険

THE



すまいの保険

個人用火災総合保険

融資住宅用火災保険

火災保険債務者集団扱大口割引適用

パンフレット 兼
重要事項等説明書
(契約概要・注意喚起情報)



「THE すまいの保険」は充実の補償と業界最大規模の事



THE すまいの保険 5つの特長を知る！

昨今の大規模自然災害の発生や、建物設備の高度化など社会環境の変化に潜むさまざまなリスク。
損保ジャパンのTHE すまいの保険は、お客さまの安心・安全をとことん追求した火災保険です。

特長1 自然災害をはじめ ワイドな補償が頼もしい！

THE すまいの保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広くお守りします。24時間万全の補償で安心をご提供します。

ひとまわり
大きな安心を
プラス！

セットできる
オプション(各種特約)は P.7をご参照ください。

火 災	落 雷	破裂・爆発
ひょう 風災、雹災、雪災	水 災	建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突など
漏水などによる ぬ 水濡れ	じょう 騒擾・集団行動等 に伴う暴力行為	盗難による 盗取・損傷・汚損
不測かつ 突発的な事故 (破損・汚損など)	さらに補償を拡げるオプション (各種特約)	

特長2 万全のサポート体制でもしもの時も安心！

全国の保険金サービス拠点とLINEによる迅速な保険金支払い

お客さまへの速やかな事故対応に向けて火災保険・地震保険専門の保険金支払いネットワークを全国に展開しています。またLINEで事故・トラブルのご連絡から、保険金請求手続きまで完結可能です。操作もカンタンで便利！24時間いつでもご連絡が可能なため、もしもの時も安心です。



チャットサービス
損保ジャパン
×
LINE

住宅修理トラブルがあった時は弁護士等に相談可能！

THE すまいの保険では、悪質な住宅修理業者との契約トラブルを解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用・書類作成費用をお支払いする特約を新設しました。

保険の対象に建物が含まれているご契約には当該特約が自動セットされます。

※個人用の火災保険に付帯する特約としては業界初の補償です。

詳しくはP.9をご参照ください。

業界初

特長3 建てかえ時の費用も補償可能に！

THE すまいの保険では、住宅に7割以上の損害(注)が発生し、新築に建てかえた場合に、建てかえ費用をお支払いする特約を開発しました。建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には当該特約が自動セットされます。

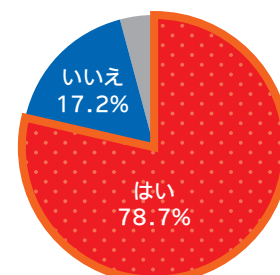
(注)保険の対象である建物について、協定再調達価額に対する損害の額の割合が70%以上100%未満の場合

詳しくはP.7をご参照ください。

独自
調査

損保ジャパン実施のアンケートによると、
自宅に7割以上の損害が発生した場合に、約78.7%の方が新築への建てかえを検討しています。(右図参照)

▶自宅に7割以上の損害があった場合、
新築に建てかえたいですか？



故サポート体制でお客さまに「安心」・「安全」をお届けします！

もくじ

THE すまいの保険 5つの特長を知る！	P.1	参考データ	P.17
プランを確認する！	P.3	すまいとくらのアシスタントダイヤル	P.18
地震保険は必要保険です！	P.5	住宅修理サービスに関するトラブルにご注意ください！	P.19
ひとまわり大きな安心をプラス！	P.7	用語の解説	P.21
契約上重要となるご注意点	P.11	よくあるご質問	P.22
保険金をお支払いできない主な場合	P.12	重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)	P.23
[ご契約時]にご注意いただきたいこと	P.13		
[ご契約後]にご注意いただきたいこと	P.16		

特長4 復旧に付随して発生する費用(復旧付随費用)もしっかり補償！

復旧費用だけでなく、復旧付随費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。

事故が起きると復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。THE すまいの保険では復旧付随費用として下記の費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。

損害範囲確定費用 損害の範囲の確認	仮修理費用 ブルーシートで仮修理	残存物取片づけ費用 スクラップを搬出	原因調査費用 保険の対象を復旧するための原因の調査	※本パンフレットでは「復旧に付随して発生する費用」を「復旧付随費用」と呼称します。 ※お支払いする損害保険金の額は、保険金額の2倍が限度です。 ※全焼等により建物を復旧できない場合などを除いて、自己負担額を差し引きます。
試運転費用 設備または装置を再稼働するために点検・試運転	賃借費用 保険の対象の代替を賃借	仮設物設置費用 保険の対象の代替として仮設物を建設	残業勤務などの費用 迅速に復旧するために残業勤務で工事	
保険の対象以外の原状復旧費用 建物修理時に家具を倉庫等へ移動・保管・再設置				

復旧付随費用をお支払いする一例

事故内容 台風によって屋根に損害が生じた。

修理見積書		
・屋根の修理費用	400,000円	➡①復旧費用
・損害調査費	20,000円	➡②損害範囲確定費用
・ブルーシート養生	50,000円	➡③仮修理費用
・解体材運搬費用・処分費用	30,000円	➡④残存物取片づけ費用
合 計	500,000円	

特約のセットは不要！

①の復旧費用に加え、②③④のような復旧付随費用も、基本補償の中で損害保険金としてまとめてお支払いが可能です。

特長5 充実のサービスをすべてのプランで無料セット！ 「すまいとくらのアシスタントダイヤル」

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

サービスの受付時間	サービス名		
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス	かぎのトラブル 応急サービス	
	防犯機能アップ応援サービス	健康・医療相談サービス	介護関連相談サービス
平日 午前10時～ 午後5時	住宅相談サービス(原則予約制)	法律相談サービス(原則予約制)	
	税務相談サービス(原則予約制)		

「すまいとくらのアシスタントダイヤル」は P.18をご参照ください。



プランを確認する!

それぞれの契約プランで **建物と家財** **建物のみ** が選べます。P.13をご参照ください。

補償内容の詳細はこちら >



「**損害保険金**」補償内容 ご希望の補償範囲に応じて2つの契約プランをご用意しました。「自己負担額」の詳細はP.21をご参照ください。

事故の区分	補償内容	事故例		スタンダード	エコノミー
		建物	家財		
火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂・爆発による損害を補償します。	火災により建物が焼失した。	落雷により家電製品が壊れた。	○	○
風災、 ひょう 雹災、雪災	風災、 ひょう 雹災、雪災による損害を補償します。	台風で屋根が壊れ、建物が損害を受けた。	台風で窓ガラスが壊れ、家財が損害を受けた。	○	○
水災	こう 洪水や土砂崩れなどの水災(評価額の30%以上の損害、床上浸水)による損害を補償します。	台風による洪水によって床上浸水し、建物が損害を受けた。	台風による洪水によって床上浸水し、家財が損害を受けた。	○	○
盗難による 盗取・ 損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損等による損害を補償します。	泥棒が侵入した際に窓ガラスが壊された。	泥棒が侵入した際に家財が盗まれた。	○	○
建物外部からの 物体の落下・ 飛来、水濡れ、 騒擾など	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突、漏水などの水濡れ、騒擾・集団行動等を伴う暴力行為による損害を補償します。	自動車が飛び込み、塀が壊れた。	給排水管からの水漏れで家財が水浸しになった。	○	○
不測かつ 突発的な事故 (破損・汚損など)	上記を除く、不測かつ突発的な事故を補償します。	家具をぶつけてドアを壊してしまった。	子供がテレビに物をぶつけて壊してしまった。	○	○
自己負担額	自己負担額0円を選択した場合の注意 赤枠内の事故の自己負担額は、選択した自己負担額に関わらず5万円となります。			左記 参照 0円	左記 参照 0円
臨時費用 保険金	損害保険金にプラスしてお支払いします。			損害保険金×10% (100万円または保険金額×10%のいずれか低い額限度)	補償 されません

※保険の対象が建物 のみの場合、家財は補償されません。

自動的にセット

「費用保険金 など」 補償内容

地震火災費用保険金

地震などによる火災で損害が一定割合以上となった場合にお支払いします。



凍結水道管修理費用保険金

建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。

⚠️ パッキングのみに生じた損害などは対象外です。



損害防止 費用

消火活動の傷んだ物の費用をお支払いします。



詳しくはP.12へ



THE すまいの保険には原則セットされます。

ご希望により外すこともできます。

地震保険



地震などによる損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

詳しくはP.5へ



ひとまわり 大きな安心を プラス! (各種特約)

建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には、**建てかえ費用特約**が自動セットされます。

詳しくはP.7へ

お支払いする損害保険金

損害の額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

(保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

$$\text{損害の額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

詳しくはP.11へ

※損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧付随費用を含みます。

※自己負担額を高く設定すると、低く設定した場合に比べて、保険料を抑えることが可能です。一方で、事故の際にお客さまに負担をいただく金額が大きくなりますので、ご注意ください。

※1つのご契約で、建物と家財をご契約されている場合、上記の自己負担額は、建物と家財それぞれの損害の額に対して適用されます。

※保険の対象である建物が全焼等により建物を復旧できない場合などは、自己負担額を差し引かず損害保険金をお支払いします。

お支払いする損害保険金の額の詳細はこちら >



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は、P.11・P.12をご参照ください。

家財の補償もお忘れなく!

家具や家電製品などの家財(生活用の動産)は、建物とは別に家財を保険の対象としてご契約いただかなければ、損害を受けても保険金が支払われません。建物のみの補償だけでは、生活の立て直しに多額の費用が発生します。

建物と家財 それぞれに火災保険をかけた場合

建物・家財 いずれも補償されます。

建物のみに火災保険をかけた場合

建物は補償されます。
家財は補償されません。

あなたとご家族の家財、いくらあるかご存知ですか?思っている以上に家財は高額です。

家財の新価の目安

(2023年4月現在)

家族構成		2名 大人のみ	3名 大人2名/ 子供1名	4名 大人2名/ 子供2名	5名 大人2名/ 子供3名	独身世帯
世帯主の年齢	25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
	30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
	35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
	40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
	45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
	50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	

あなたの家財の金額は? 3項目でかんたんシミュレーション >



家財を保険の対象とした場合のご注意についてはP.15をご参照ください。





災害後の暮らしをしっかりサポート **地震保険(原則セット)**

地震保険は必要保険です！

地震等への「経済的な備え」となるのが地震保険です。地震保険は“地震等による被災者の生活の安定に寄与すること”を目的とする制度で、政府と損害保険会社が共同で運営しています。

THE すまいの保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波(以下「地震等」といいます。)による損害は補償されません。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)、損壊・埋没・流失によって、損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震による火災



地震による倒壊



地震を原因とする津波

地震保険の保険の対象

建物 居住用建物(専用住宅および併用住宅をいいます。)ただし、建物に損害がなく、門・塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



家財 居住用建物に収容されている家財一式。



！ 保険の対象に含まれないもの (THE すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)

- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの



地震保険の保険金額の設定

地震保険がセットされる**主契約の保険金額の30%～50%の範囲内**で設定します。ただし、保険の対象ごとに右記の限度額が適用されます。※地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して右記限度額を適用します。

(注)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円(注)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。

割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**

なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

詳細はこちら >



割引の種類(割引率)	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料(注1)
免震建築物割引(50%)	免震建築物(注2)に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関(注3)により作成された書類(注4)のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類(注5)(注6) 例)「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書(耐震等級割引の場合にかぎります。)」 など ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(注5) 例)「フラット35Sの適合証明書」 など ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 (工事種別が新築の場合は耐震等級割引(30%)、増築・改築の場合は耐震等級割引(10%)を適用します(注6。)) 例)「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 など
耐震等級割引(等級3:50% 等級2:30% 等級1:10%)	耐震等級(注2)を有している建物であること	
耐震診断割引(10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。)」に適合している」旨の文言が記載された書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」 など
建築年割引(10%)	1981年6月1日以降に新築された建物であること	①公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類 例)「建物登記簿謄本」、「建築確認書」 など ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」、「賃貸住宅契約書」 ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する「工事完了引渡証明書」 など

(注1)代表的な確認資料となりますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2)住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。

(注3)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

(注4)品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づ

き評価を行い、かつその評価内容が記載された書類にかぎります。
(注5)確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を

適用します。

(注6)長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類(「設計内容説明書」等)から耐震等級を1つに特定できる場合は、その耐震等級を適用します。

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE すまいの保険にセットして地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。(個人用火災総合保険の※ 保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

保険手続きNavi等の電磁的手法または電話を使用する場合は、署名または捺印の代替として、申し込みを行わない旨を個人用火災総合保険の保険手続きNavi等の電磁的手法または電話により、確認し記録させていただきます。)

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

詳細はこちら >



	損害の程度		お支払いする保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の50%以上 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100%(時価額が限度)
	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の40%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の20%以上40%未満 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の3%以上20%未満 全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2023年4月現在)

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

！ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。**門・塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。**

！ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

！ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

！ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害

- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2023年4月現在)

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
個人住民税	地震保険料の1/2(最高25,000円)



ひとまわり大きな安心を

“プラスアルファ”の安心を手にしていただける特約をご用意しています。

家を修理せずに建てかえたい

住宅の大部分に損害が発生した場合に、
修理ではなく家を建てかえたいというお客さまに向けた特約です。

建てかえ費用特約



住宅に70%以上の損害が生じた場合に、
新築に建てかえる費用を補償します。
建物の「協定再調達価額」と「保険金額」が同額であるご契約には
当該特約が自動セットされます。

▶ セットできるプラン **すべてのプラン**

▶ 自動セットされる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること
建物の協定再調達価額と建物の保険金額が同額であること

＼こんな方に！／

住宅に大規模な損害があった場合、
修理ではなく家を建てかえ・買い
かえたい！

保険金をお支払いする場合

【建てかえ費用保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故により、建物について損害保険金がお支払される
場合で、以下の条件をいずれも満たす場合
・損害の額の協定再調達価額に対する割合が70%以上かつ100%未満であること
・事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた建物と同一用途の建物
への建てかえ（買いかえを含む）が完了したこと
※建てかえを開始した場合および建てかえを完了した場合は、その旨の通知が必要
です。

【取りこわし費用保険金】

建てかえに伴い、損害を受けた建物を取りこわした場合
※以下に該当する場合には、その旨の通知が必要です。
・取りこわしを開始・完了した場合
・損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合
・損害を受けた建物の使用を開始した場合

保険金をお支払いできない主な場合

建てかえをせずに修復をした場合 など

お支払いする保険金

以下について、「建てかえ完了後」にお支払いします。
【建てかえ費用保険金】
被保険者が損害を受けた建物の建てかえのために負担する費用
－損害の額
(建物の保険金額－損害の額が限度)
※損害の額には、復旧付随費用は含みません。

復旧付随費用はP.2をご参照ください。

【取りこわし費用保険金】

取りこわし費用の実費（建物の保険金額の10%が限度）

ご注意 この特約により保険金を支払う場合は、以下のいずれか
早い時に保険契約が終了します。
・損害保険金の支払額が1回の事故につき保険金額の
80%を超えたことにより保険契約が終了する時
・損害を受けた建物の取りこわしを完了した時
・被保険者が損害を受けた建物を第三者へ譲渡した時
・被保険者が損害を受けた建物の使用を開始した時

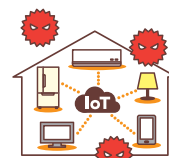
プラス！

省エネ住宅が抱えるリスクへの補償を充実させたい

IoT住宅費用「売電収入・サイバーリスク」特約の補償拡大に伴い、
太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約に名称変更となりました。

補償
拡大

太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約



【発電利益補償】

太陽光発電システムが火災・風災・雪災などの損害保険金のお支払対象となる事故により
損害を受けた結果、被った売電収入の損失に加えて、**自宅で電力を消費することができなくなっ
たことによって発生する電気代相当額**を補償します。 ※下線部分が補償拡大部分です。

【住宅内サイバーリスク補償】

住宅内のネットワーク構成機器・設備（パソコン・家電製品など）がサイバー攻撃を受け、
不正アクセス等や個人情報漏えい事故の発生に伴い費用を負担した場合に補償します。

＼こんな方におススメ！／

【発電利益補償】

太陽光発電システムで発電した電力
に関する利益損失リスクに備えたい！

【住宅内サイバーリスク補償】

スマートハウス・スマート家電等にウイルス対策を実施しているが、
日々高度化しているサイバー攻撃への対策ができていない不安。

【事例】・建物に設置された太陽光発電システムが台風によって破損してしまい、
発電によってまかなわれていた電気代を負担した。(発電利益補償)
・建物に設置された太陽光発電システムが積雪によって破損してしまい、
売電収入が減ってしまった。(発電利益補償)
・スマートハウスのネットワーク構成機器・設備（パソコン・家電製品など）がサイバー攻撃を
受け使用不能となり、修理するために費用を負担した。(住宅内サイバーリスク補償)
・対象の建物内で親族の通信機器がサイバー攻撃を受け個人情報が漏えいし、
見舞品の購入費用・発送費用を負担した。(住宅内サイバーリスク補償)

▶ セットできるプラン **すべてのプラン**

▶ セットできる契約の主な条件 保険の対象が建物および家財であること

▶ 特約の保険金額 発電利益補償：発電利益の月額に約定復旧期間の月数を乗じた額
(約定復旧期間は3か月～6か月の整数月で決定します。)
住宅内サイバーリスク補償：30万円、50万円のいずれかから選択できます。

保険金をお支払いする場合

【発電利益保険金】

損害保険金のお支払対象となる事故^(注)により、保険の対象である太陽光発電システムが損害を受
けた結果、発電利益に損失が生じた場合

(注) 建物電氣的・機械的の事故特約がセットされている場合は、電氣的の事故または機械的の事故を含みます。

【住宅内サイバーリスク補償保険金】

保険の対象である建物内の生活用のネットワーク構成機器・設備（コンピュータ、周辺機器、家電製
品、設備・装置、通信用回線設備、携帯式通信機器など）がサイバー攻撃を受け、不正アクセス等ま
たは個人情報の漏えいに伴い、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が以下の
費用を負担した場合

情報機器等修理費用／情報漏えい対応費用（個人情報を漏えいされた本人に対する見舞金につい
ては1名あたり1,000円、情報を漏えいされた法人に対する見舞品の購入・発送費用については1
法人あたり3万円が限度）／データ復旧費用／事故現場の保存・状況調査等に必要な費用／事故
の原因調査・再発防止のための費用／事故の拡大防止に必要な費用／有益なコンサルティング等
を受けるために必要な費用

保険金をお支払いできない主な場合

【発電利益保険金】

太陽光発電システムに損害が生じていない場合

【住宅内サイバーリスク補償保険金】

・使用可能な最新版の基本ソフトまたはアプリケーションソフトがネット
ワークに使用されていないことに起因して費用が生じた場合
・漏えいした個人情報を不正使用されたことに伴い損害が生じた場合

など

お支払いする保険金

【発電利益保険金】

復旧期間内（約定復旧期間を限度）に生じた発電利
益の損失額（1回の事故につき、発電利益補償の保
険金額が限度）

【住宅内サイバーリスク補償保険金】

実費（1回の事故につき、ご選択いただいた住宅内
サイバーリスク補償の保険金額が限度）

建てかえ費用特約開発の背景（2022年10月新設）

●いざという時に新築へ建てかえられる費用を補償したい！

損保ジャパンが独自に実施したアンケートによると、
右のイラストのような大きな損害があった場合、約78.7%
の方が新築へ建てかえたいと回答しています（P.1参照）。
一方、これまでの商品のお支払対象は「事故発生直前の状態に
復旧するための費用」となり、「建てかえ・買いかえに要する費用」
については自己負担いただいていた状況でした。

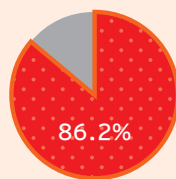


建物が大きく損害を受けた場合、
美観や使い勝手、安全性などの
観点から修復ではなく建てかえ
を選択肢として考えられることも
多いようです。

近年、大規模自然災害が相次いで発生しており、自然災害のリスクは一層高まっています。
万が一大きな損害が発生した場合に安心して建てかえ・買いかえの選択肢も
取っていただけるよう、建てかえ費用特約を開発しました。

●アンケート調査による加入意向は85%以上！

約2万人を対象とした損保ジャパンの独自アンケートによると、
建てかえ費用を補償する保険について、
85%以上の方に加入意向がありました。（右図参照）



加入したいと思う、
もしくは保険料次第で加入したいと思う
86.2%

多くの方に加入意向があることから、自然災害リスクが高まる中でより多くのお客さまに
補償をお届けすべく、条件に該当する契約について建てかえ費用特約を自動セットします。

「省エネ・再エネ住宅」のさらなる普及・促進に
損保ジャパンのカーボンニュートラルの取

向けて上記の2つの特約をご用意しています。
り組みについてはP.17をご参照ください。

住宅修理トラブルの際に弁護士に相談したい

悪質な住宅修理業者とのトラブルの際に
弁護士に対応してもらいたい、法律相談をしたいというお客さまに向けた特約です。

住宅修理トラブル弁護士費用特約



悪質な修理業者との住宅修理トラブル^(注)を解決するために支出した弁護士費用や弁護士等への法律相談費用などをお支払いする特約を新設しました。保険の対象に建物が含まれているご契約には当該特約が自動セットされます。

(注) 保険証券記載の建物の修理、改築、増築等の契約(火災保険の保険金請求の代行・支援、建物の調査を行う業者との契約を含みます。)に関する紛争をいいます。

【事故例】 保険金請求を代行する修理業者と契約したが、請求された手数料を払ってしまうと建物が完全には修理ができないと判明し、契約を解約するために弁護士に対応を委任した。

▶ セットできるプラン **すべてのプラン**

▶ 自動セットされる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

保険金をお支払いする場合

【弁護士費用保険金】
住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が弁護士等への委任を行った場合

【法律相談・書類作成費用保険金】
住宅修理トラブルによって発生した紛争について、被保険者が法律相談・書類作成費用を負担した場合

被保険者の範囲はP.15をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

弁護士等への委任について、あらかじめ損保ジャパンの承認を得なかった場合(弁護士費用保険金) など

お支払いする保険金

【弁護士費用保険金】
弁護士等への委任を行った場合に、被保険者が負担する費用(1回の事故につき、被保険者1名あたり300万円限度)

【法律相談・書類作成費用保険金】
弁護士等に法律相談・書類作成を委託した場合に、被保険者が負担する費用(1回の事故につき、被保険者1名あたり10万円限度)

【ご注意】 お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。

新設

こんな方におすすめ! /
悪質な住宅修理業者とのトラブル時に直接交渉をするのが不安。弁護士に対応をお願いしたい!

※複数のご契約に特約をセットした場合、補償の重複が生じることがあります。詳しくはP.15をご参照ください。

類焼損害特約



お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

【事故例】 自宅建物から出火した火事が燃え広がり、お隣の住宅まで延焼してしまった。

▶ セットできるプラン **すべてのプラン**

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合

保険金をお支払いできない主な場合

・火災によって発生した煙や臭気による損害の場合
・延焼してしまった建物が空家や専用品店の場合 など

お支払いする保険金

近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。(契約年度ごとに1億円が限度)

【ご注意】 1. お支払いする保険金の請求権者は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。
2. 事故の際には、ご契約者から被災した近隣の方へ、この保険契約の内容をご案内いただくとともに、損保ジャパンへ類焼損害のご連絡をいただくお手続きなどが必要です。

こんな方におすすめ! /
万が一火事を発生させてしまった際に、ご近所の方へなるべく迷惑をかけたくない。

建物電氣的・機械的事故特約



建物に付加された設備などについて、電氣的・機械的事故(ショート、アーク、スパーク、過電流、機械的・的的要因による焼付けなど)により損害が生じた場合に補償します。

【事故例】 ・給湯器の点火操作時に異常着火し、配線が焼きついて故障した。
・エアコン室外機の内部の電気部品がショートし、焼付けが生じたことにより、室外機が使用不能になった。

▶ セットできるプラン **すべてのプラン**

▶ セットできる契約の主な条件 保険の対象に建物が含まれていること

保険金をお支払いする場合

保険の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、消火設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電氣的・機械的事故により損害が生じた場合

保険金をお支払いできない主な場合

・自然の消耗、劣化等による損害の場合
・この特約の対象の製造者、販売者または荷送人等が被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害の場合 など

こんな方におすすめ! /
修理に高額な費用がかかるであろう建物の機械設備について、電氣的・機械的事故があった場合にも備えたい!

お支払いする保険金

P.11お支払いする損害保険金の額の算式により算出された建物の損害保険金^(注1)、臨時費用保険金^(注2)

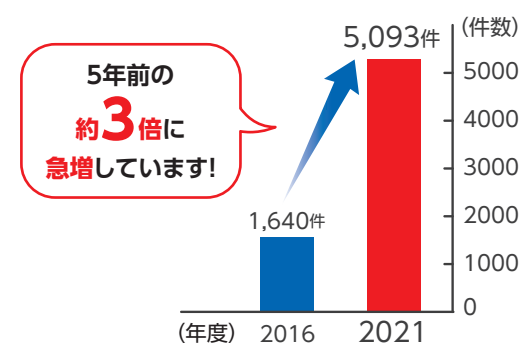
(注1) 自己負担額は不測かつ突発的な事故の自己負担額と同じです。

(注2) 臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。

住宅修理トラブル弁護士費用特約開発の背景

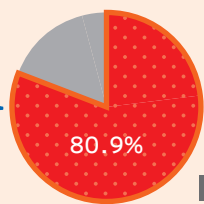
近年、自然災害の増加を受け、災害に便乗する悪質な住宅修理業者によるトラブルが5年前の約3倍に急増しています。(右図参照)悪質な住宅修理業者と契約を行ってしまった場合に、契約解除の対応などをお客さまご自身で行うことが難しく、弁護士委任や法律相談を行うケースも出てきており、このような費用の補償に対するニーズが高まっています。損保ジャパンの独自アンケートによると、「悪質な住宅修理業者とのトラブルを解決するための弁護士等への費用の補償が自動セットされた火災保険」について80%以上の方が魅力的であると回答しました。(下図参照)このように多くのお客さまからのニーズが確認できたため、弁護士等への委任に要する費用または法律相談費用などをお支払いする特約を新設しました。また、より多くのお客さまに補償をお届けすべく、保険の対象に建物が含まれている契約について、住宅修理トラブル弁護士費用特約を自動セットします。

〈悪質な住宅修理業者とのトラブル相談件数〉



※ 一般社団法人日本損害保険協会チラシ「あなたの保険金が狙われています!」より
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/ctuevu00000054tc-att/hokengatukaeru.pdf>

とても魅力的だと思う、もしくはやや魅力的だと思う
80.9%



住宅修理サービスに関するトラブルの詳細についてはP.19・20をご参照ください。

その他の特約について

本パンフレットに掲載されていない特約につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●安心更新サポート特約

万が一ご契約の更新手続きをすっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がある特約です。保険期間が5年のご契約に自動セットされます。

④ 契約上重要となるご注意点

損害保険金について

保険の対象とする建物または家財に対し選択した契約プランで補償する事故について、損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合
1. 火災・落雷・破裂・爆発	火災・落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合。
2. 風災 ^{ひょう} 、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{なだれ} をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）によって損害を受けた場合。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分（建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。）が風災などの事故によって破損することとともない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎりず。
3. 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の（1）または（2）のいずれかに該当する場合。 （1）評価額 ^{（注1）} の30％以上の損害が生じたこと （2）保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水 ^{（注2）} を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと （注1）保険の対象が建物の場合は協定再調達価額、家財の場合は再調達価額となります。 （注2）居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。
4. 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合。
5. 漏水などによる水濡れ ^ぬ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって損害を受けた場合。 ※その給排水設備自体に生じた損害を除きます。
6. 騒擾 ^{しょう} ・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合。
7. 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損の損害を受けた場合。家財が保険の対象である場合において、家財を収容する建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等が盗難された場合。
8. 不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合。ただし、上記1.から7.までの事故を除きます。

選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり損害保険金をお支払いします。
なお、保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。^{（注）}

お支払いする損害保険金の額		
損害の額 ^{（注1）}	－	自己負担額 ^{（注2）} ＝損害保険金（保険金額の2倍（復旧費用は保険金額）を限度）
（注1）保険の対象が建物の場合は協定再調達価額を、家財の場合は再調達価額（貴金属等の場合は時価額）を基準とし、それぞれ事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用および、復旧付随費用（残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設備設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用）をいいます。 ※保険の対象である家財の盗難または不測かつ突発的な事故の場合は、補償限度額や損害保険金と異なるものがあります。詳しくは、P.15「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。		（注2）保険の対象が建物で、全焼等により建物を復旧できない場合または建物の復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

※水災支払方法縮小特約をセットした場合のご注意 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする損害保険金は次のとおりです。

お支払いする主な場合	お支払いする損害保険金
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。 （1）評価額 ^{（注1）} の30％以上の損害が生じたこと （2）保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水 ^{（注2）} を被った結果、評価額 ^{（注1）} の15％以上30％未満の損害が生じたこと （3）（1）および（2）に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水 ^{（注2）} を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと （注1）上記3.（注1）をご参照ください。 （注2）上記3.（注2）をご参照ください。 ※貴金属等については、この特約の規定を適用しません。	左記（1）：上記お支払いする損害保険金×70％ 左記（2）：保険金額 ^{（注3）} ×10％ （1事故1敷地内につき200万円限度） 左記（3）：保険金額 ^{（注3）} ×5％ （1事故1敷地内につき100万円限度） ※上記（2）、（3）が同時に支払われる場合、損害保険金の合計額は1事故1敷地内につき200万円限度です。 （注3）保険の対象が家財の場合、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

費用保険金などについて

損害保険金のほかに、事故により発生する費用を補償するものとして次の費用保険金または損害防止費用をお支払いします。

費用の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
1. 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上 ^{（注1）} 、または保険の対象である家財が全焼 ^{（注2）} した場合に、保険金額の5％をお支払いします。 （注1）建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧付随費用（残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設備設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用）を除いた額が、その建物の再調達価額の20％以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20％以上となった場合をいいます。 （注2）家財の火災による損害の額から復旧付随費用（残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設備設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用）を除いた額が、その家財の再調達価額の80％以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属等は含みません。 ※地震等により保険の対象が滅失（建物が倒壊した場合等）した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
2. 凍結水道管修理費用保険金 ※保険の対象に建物が含まれる場合のみ	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用（実費）をお支払いします。（1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円限度） ※パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用を除きます。
3. 臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10％の額を損害保険金とは別にお支払いします。（1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10％ ^{（注1）} のいずれか低い額が限度） （注1）保険金額×10％は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。 ※「臨時費用保険金なし」を選択した場合はお支払いできません。 ※臨時費用保険金限定特約をセットした場合は、火災、落雷、破裂・爆発で損害保険金が支払われる場合のみお支払いします。 ※水災支払方法縮小払特約をセットした場合は、水災で損害保険金が支払われる場合において、臨時費用保険金は支払われません。
4. 損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

保険金をお支払いできない主な場合

ご契約前に必ずご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害^{（注）}
- （注）敷地内（保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、塀などの囲いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。）に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故は補償することができます。
- 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害^{（注）}
- （注）地震保険をセットすることで、補償することができます。（P.5「地震保険は必要保険です!」をご参照ください。）
- 核燃料物質に起因する事故による損害、放射線照射または放射能汚染による損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害

- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ねずみ食い、虫食い等^{ひょう じん}
- 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入
- ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分が損害保険金を支払う事故によって破損することとともない、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任（保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。）を負うべき、保険の対象に生じた損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害（保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。）

など



不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業（保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。）上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラスに生じた損害
- 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
- 動物または植物について生じた損害
- 自転車もしくは原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品について生じた損害

など

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

債務者集団扱について

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	住宅ローン等の債務者の方	
保険の対象	建 物	住宅ローン等により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物
	家 財	上記建物に収容された家財

金融機関が取扱代理店となる場合

金融機関が取扱代理店となる場合、この保険商品のお申込みの有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。また、住宅ローンのお申込みにあたり、火災保険等にご加入いただくことは融資の条件ではありません。

なお、「THE すまいの保険」は損害保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。

複数の保険会社による共同保険契約の締結

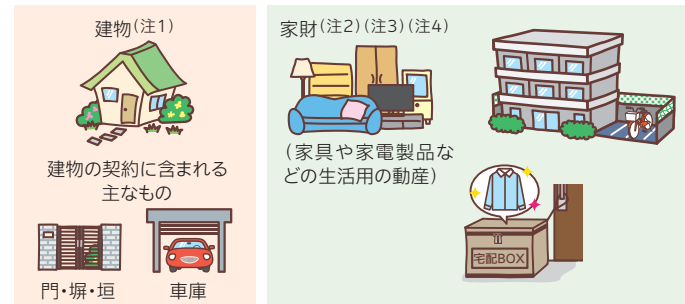
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は取扱代理店にご確認ください。

保険料決定の仕組み

THE すまいの保険の保険料は保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。THE すまいの保険では、建物のみ、建物と家財のいずれかからお選びいただけます。



(注1) 区分所有建物の専有部分である場合において、主に被保険者が使用または管理する共用部分(バルコニー・ベランダ等)に損害が生じ、管理組合の規約にもとづいて被保険者に修復の義務が生じたときは、これらを保険の対象として取り扱います。なお、この損害に対して保険金の支払を受けようとする場合は、管理組合の承認を得る必要があります。またご契約時には、建物の保険金額にこれらの価額は含める必要はありません。

(注2) 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいいます。)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。))および航空機は家財に含まれません。(原動機付自転車は家財に含まれます。)

(注3) P.15『家財を保険の対象とした場合のご注意』をご参照ください。

(注4) 敷地内に所在する宅配物(荷受人に配達された荷物をいい、その荷物を保管する動産である宅配ボックス等を含みます。)、自転車および原動機付自転車は保険の対象に含まれます。たとえば、置き配にて配達された宅配物が敷地内(保険証券記載の建物が共同住宅の場合は、塀などの囲いの有無を問わず、共同住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、その共同住宅と一体として管理または使用されるものをいいます。)に存在する場合は、補償の対象となります。ただし、配送業者等が契約上保証する場合は補償されません。

保険の対象となる建物または家財の被保険者(補償を受けられる方)について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で、事故の際に保険金をお受け取りいただける方のことです。保険の対象が家財の場合は、申込書等に記載の建物に収容される被保険者のご親族および被保険者の配偶者のご親族の方の家財も保険の対象に含まれます。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅^(注1)、併用住宅^(注1)(^{注2)}です。

住居部分のない専用店舗はご契約いただけません。

(注1) 共同住宅を含みます。

共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。ただし、M構造^(注3)の区分所有建物の共用部分を一括して保険の対象とする場合は、マンション総合保険でのお引き受けとなります。

(注2) 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。

(注3) M構造とは、次ページに該当するものをいいます。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。保険料は構造級別によって異なります。M構造の建物を保険の対象とする場合は、「建物の所有関係」も保険料に影響します。(M構造内で保険料が異なる場合があります。)

M構造	T構造	H構造
1. 下記の(1)～(4)のいずれかに該当する 共同住宅 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) の共同住宅	1. 下記の(1)～(5)のいずれかに該当する建物 (1)コンクリート造建物 (2)コンクリートブロック造建物 (3)れんが造建物 (4)石造建物 (5)鉄骨造建物 2. 耐火建築物 ^(注1) 3. 準耐火建築物 ^(注2) 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

！ 以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造であっても以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で(1)耐火建築物^(注1)の場合はM構造となります。)**該当する場合は、所定の確認が必要となります。**
(1)耐火建築物^(注1) (2)準耐火建築物^(注2) (3)省令準耐火建物
2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用しますが、保険料はH構造と同一となります。
※地震保険はH構造の料率から引き下げた料率を適用する場合があります。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

(注1)「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

(注2)「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

保険の対象の評価額・保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または貴金属等の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。保険金額は万が一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の復旧費用の限度額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください。

1. 建物

①評価額の算出

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とし、新価で評価額を算出します。

②保険金額の設定

①で決定した評価額の範囲内で、保険金額を任意の額で設定します。(ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。)

詳しくはP.17評価済保険について(建物のみ)をご参照ください。



2. 家財

①評価額の算出

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とし、新価で評価額を算出します。新価の目安については、P.4の「家財の新価の目安」を参照してください。

②保険金額の設定

①で決定した評価額の範囲内で、保険金額を任意の額で設定します。



3. 貴金属等

以下「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご参照ください。



！ ※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

※1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

「ご契約後」にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、下記の1.から10.までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

下記のご連絡をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

- 住居部分がなくなったとき
- 日本国外に保険の対象が移転したとき

1. 建物の構造・用途の変更 	2. 保険の対象の移転 	3. 住居部分がなくなった 
4. 建物の建築年月 	5. 建物内の職作業作業規模の変更 	6. 面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) 7. 施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) 8. 割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合) 9. 増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象としたご契約のみ) 10. 建物の所有関係(M構造の建物を保険の対象とする場合)
11. 保険の対象の譲渡 	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
12. ご契約者の住所・通知先変更 	ご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。	
13. 上記以外の変更 	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

安心更新サポート特約による更新について

安心更新サポート特約では、ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡が取れない場合は、通知締切日^(注1)までに損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がないかぎり、満期日と同一の内容^(注2)で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日^(注1)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(注1) 通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日により異なります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日の前月10日
16日～末日	満期日の前月25日

(注2) 更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり」でご確認ください。

⚠ 安心更新サポート特約のご注意事項

- 保険期間が5年のご契約に自動セットされます。契約条件によっては、この特約をセットできない場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 更新後のご契約の保険料は、更新後のご契約の払込方法にしたがってお支払いいただきます。

家財を保険の対象とした場合のご注意

1. 「貴金属等」の補償について	「貴金属等」の金額	お手続き方法
「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される金額によって、お手続き方法が異なります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。	100万円まで	自動補償のため、特段のお手続きは不要です。
	1,000万円以下	以下のなかから、ご希望される保険金額を選択します。 300万円・500万円・800万円・1,000万円
	1,000万円超	「貴金属等」の詳細を申込書等に明記のうえ、ご希望される保険金額を設定します。

「貴金属等」の詳細はP.22のQ3をご参照ください。

2. 盗難、不測かつ突発的な事故の補償限度額 (次のものは、以下を限度にお支払いします。)

	対象	事故の区分	限度額
①	貴金属等	盗難、不測かつ突発的な事故	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

保険期間について

THE すまいの保険の保険期間は5年を限度とし、原則、整数年で設定してください。

特約等の補償の重複について

右記の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約(火災保険以外のご契約にセットされる特約や損保ジャパン以外のご契約を含みます。)がほかにある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。
※1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(保険の対象が建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(保険の対象が家財のご契約)の類焼損害特約
個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

特約ごとの被保険者の範囲について

各特約における被保険者は次のとおりです。

1. 携行品損害特約	(1)記名被保険者 (2)記名被保険者の配偶者 (3)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (4)記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
2. 個人賠償責任特約	(1)記名被保険者 (2)記名被保険者の配偶者 (3)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (4)記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 (5)記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方。(記名被保険者の親族にかぎりません。)ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりません。 (6)(2)から(4)までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方。(その責任無能力者の親族にかぎりません。)ただし、責任無能力者に関する事故にかぎりません。
3. 住宅修理トラブル弁護士費用特約	(1)記名被保険者 (2)記名被保険者の配偶者 (3)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (4)記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

割引について

1. 築年数別割引	ご契約期間の初日が保険の対象である建物の新築年月から24年11か月後の月末までにある場合、建物の築年数に応じた割引が、建物の保険料に対して適用されます。ご契約時には新築年月(建物が完成した年月)をお知らせください。
2. 建物・家財セット割引	建物と家財を1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。 ●保険期間が5年であること ●「安心更新サポート特約」をセットしていること ※建物と家財が別々の契約の場合は、割引が適用されません。

参考データ

どんな事故が多いの？

火災保険の保険金支払実績を見てみると、平均支払額ランキングでは火災が第1位ですが、**事故件数ランキング**では水災・風災・雪災などの自然災害や、水濡れなどの日常のアクシデントが火災よりもずっと上位に。(火災は事故件数ランキングでは第6位です。)
住まいを守るためには、幅広い備えが大切です。

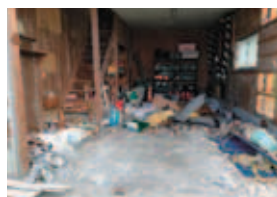
実際のデータで必要な備えを考えましょう！〈2021年度個人用火災総合保険 保険金支払実績〉より
事故件数ランキング **平均支払額ランキング**

事故種別		事故種別	
水災・風災・雪災など	第1位	火災	
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	第2位	漏水などによる水濡れ	
漏水などによる水濡れ	第3位	水災・風災・雪災など	

※ 平均支払額とは、2021年度に個人用火災総合保険でお支払いした保険金の支払額の平均額です。
※ ランキングには地震保険の保険金支払実績(事故件数、平均支払額)は含まれません。

家財の支払事例について

自然災害による高額損害から、日常の事故による損害まで、家財のさまざまな事故を補償します。



風災 平成30年台風21号

支払保険金額
2,000万円



水災 豪雨の土砂災害による家財の流失

支払保険金額
1,340万円

出典:一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース

評価済保険について(建物のみ)

THE すまいの保険ではご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持する「**評価済保険**」を導入しています。そのため、万が一の事故の際には**実際の損害の額を全額補償します**。ご契約時から年月が経過し、建物が古くなっている場合でも安心です。

ここが違う！

従来の住宅向け火災保険では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。



お住まいの地域の災害リスクがわからない！

「THE すまいのハザードマップ」をご活用ください！

「THE すまいのハザードマップ」とは、損保ジャパンが公的機関等の各種データや保険金支払データ等を用いて独自に作成した、オリジナルのハザードマップです。ぜひ取扱代理店までお問い合わせください。

地震や水災などのお住まいを取り巻く各種災害リスクをピンポイントで分析できます！



カーボンニュートラルの取り組みについて

損保ジャパンは「SDGs経営」を掲げ、損害保険事業を通じた社会へのさらなる貢献に取り組んでいます。
火災保険においても、密接に関わる住宅への安心・安全の提供を通じた社会貢献を目指しており、その一つに、世界的な地球温暖化への対応であるカーボンニュートラルの実現があります。
経済産業省がカーボンニュートラルの実現に向けて定める「将来目指すべき住宅・建築物の姿」では、2030年時点でのすべての新築物件のZEH化や、6割の新築戸建住宅への太陽光発電設備の導入が掲げられています。損保ジャパンは、住宅に大規模損害が発生した際のZEH住宅への建てかえの一助となる補償(建てかえ費用特約(P.7参照))や太陽光発電システムが損害を受けた際の発電利益に対する損失の補償(太陽光発電利益・住宅内サイバーリスク補償特約(P.8参照))を提供することにより、「将来目指すべき住宅・建築物の姿」に寄与し、カーボンニュートラルの実現に貢献していきます。
さらに、約款の送付を省略するWeb約款をご選択いただくことで、ペーパーレス化を促進し、自然環境保護へも取り組んでいきます。

ゼッチ
ZEH
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは？

「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

▶ZEH住宅の詳細は
資源エネルギー庁ウェブサイトをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html



充実の
サービスを
無料セット！



すまいとくらしの アシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意！以下のサービスをご利用いただけます。

すまいとくらしの
アシスタントダイヤル

ロック つ まる 119番
0120-620-119



WEBからの受付はこちら

※ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの受付時間

**24時間
365日受付**

サービス名

水まわりのトラブル 応急サービス



居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。

かぎのトラブル 応急サービス



居住建物内(専有・占有部分^(注))の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠等を無料で行います。

(注)専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。

防犯機能アップ 応援サービス



すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

健康・医療相談 サービス



次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

- カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
- 医師による医療相談
- 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談^(注)
- 医療機関情報などの提供

(注)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。

平日:午前9時～午後7時
土曜:午前10時～午後8時
(日曜・祝日、12/29～1/4を除きます。)

介護関連相談 サービス



介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

**平日
午前10時
～
午後5時**

※土・日・祝日、
12/31～1/3を
除きます。

住宅相談サービス (原則予約制)



すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

法律相談サービス (原則予約制)



さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスをを行います。
※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス (原則予約制)



さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスをを行います。
※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

※総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。
※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
※サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。
※相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用など応急処置を超える作業費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明^(注)ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
(注)顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- かぎおよびドアの種類によっては開錠・破錠等の作業ができない、もしくは、お客さま負担(有料)となる場合があります。
- 上記サービスは、2023年4月現在のもので、地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおりに記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。



住宅修理サービスに関するトラブルにご注意ください！

近年、悪質な住宅修理業者(注)とのトラブル増加が社会問題となっています。

(注)損害発生時の住宅修理等に関して「保険が使える」「火災保険で直せる」等といった営業活動を行い、事故偽装や過大請求、保険金請求に本来必要のない高額な保険金請求代行手数料を請求するなどの問題行為を行う業者です。

損保ジャパンでは、悪質な住宅修理業者とのトラブルを防止する目的で、全損や再築などを除き、保険の対象である建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いすることとしています(注)。
(注)損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に復旧したものとみなします。

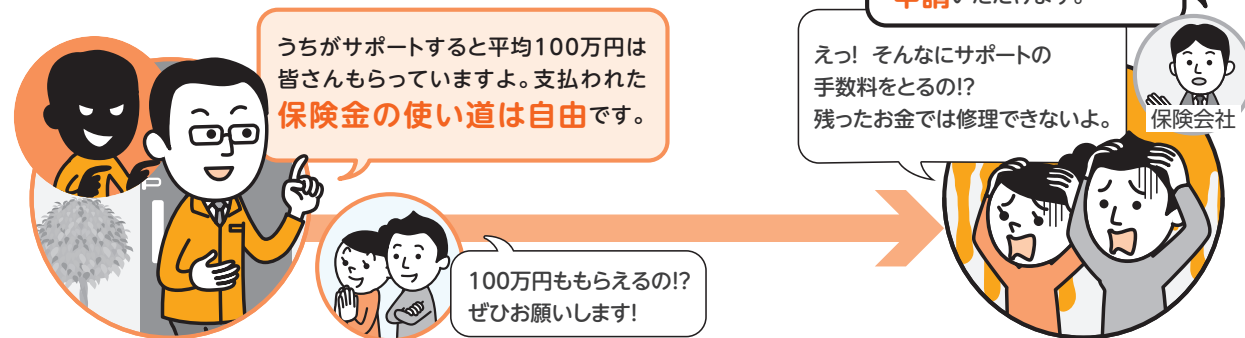
お支払いする損害保険金の額についてはP.11をご参照ください。

あなたの保険金が狙われています！

火災保険・地震保険の請求を訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する業者とのトラブルが急増しています。

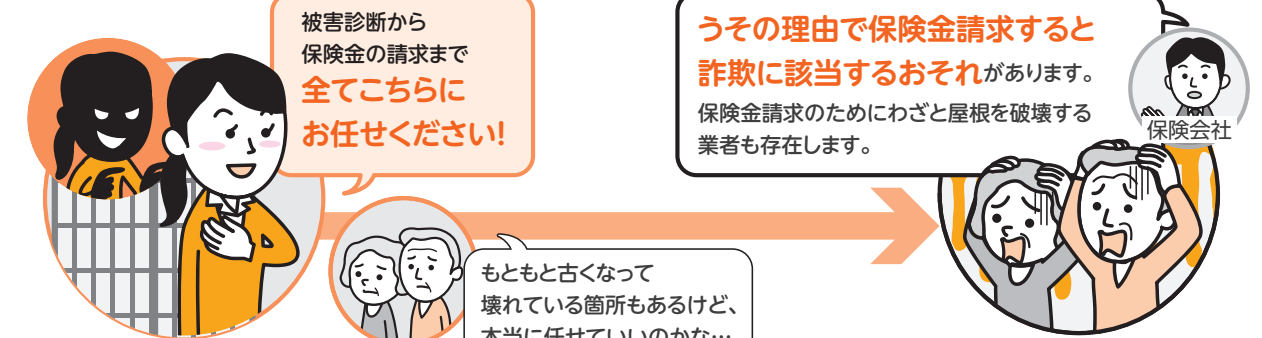
トラブル
1

甘い言葉で誘惑



トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



「保険が使える」にご用心!

あなたの身近でも増えています!

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

保険金の請求はご自身で簡単に
行うことができます。

保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。
必要なものの例:被害箇所の写真、修理見積書*

*修理見積書作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。



地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・代理店までお問い合わせください。

一般的な請求手続き方法については、こちらからご確認ください。

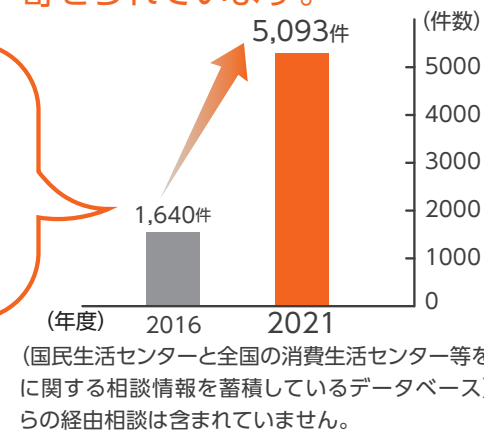
手数料は
かかりません!



トラブル相談が多く 寄せられています。

5年前の
約3倍に
急増しています!

データは2022年4月30日までのPIO-NET
オンラインネットワークで結び、消費生活
登録分です。なお、消費生活センター等か



ご相談事例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に来訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時にのみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。

100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないかな。
(2020年受付 40歳代 男性 関東地方) 国民生活センター相談事例をもとに再構成

「保険が使える」と言われたら!
損保ジャパン 住宅修理トラブル
相談窓口か取扱代理店に

まず相談!

お客さまからの
ご相談に対応します!
(平日、土・日・祝日ともに午前9時～午後5時まで)

損保ジャパン 住宅修理トラブル相談窓口

0120-0244-10

ゼロ ニ シ ヨウ ト ラブル

・「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談

・火災保険の請求手続きのご相談

※損保ジャパンの火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。

※平日は担当の保険金サービス課が対応します。

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ

「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



契約トラブルに
関するご相談先

全国共通の
電話番号 「消費者ホットライン」

188

身近な消費生活相談窓口につながります!



用語の解説

用語		解説
お	汚損	財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
き	協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
こ	告知事項	危険(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。 (注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し	時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。)は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
	敷地内	同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの囲いの有無を問いません。)また、公道、河川などが介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	自己負担額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害の額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
	新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
そ	損害保険金	保険契約により補償される事故によって直接被った損害、修理と密接に関わる費用を補償する保険金です。
つ	通貨等	通貨および小切手をいいます。
	通知義務	ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が損保ジャパンに遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ひ	被保険者	補償を受けられる方のことをいいます。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
	費用保険金	建物や家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
ふ	復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用)をいい、経年により劣化した部分の復旧費用を除きます。
ほ	保険金	保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、損保ジャパンが被保険者にお支払いする金銭をいいます。
	保険金額	保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことをいい、貴金属等の保険金額を除いた額を家財の保険金額とします。
	保険契約者／契約者	損保ジャパンに保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
	保険の対象	保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに支払う金銭のことをいいます。
み	未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。



よくあるご質問

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」の一部を記載しています。その他のご質問に対する回答もインターネットでご覧いただけます。

<https://faq.sompo-japan.jp/>



Q 火災保険では地震による損害は補償されないのですか？

A はい、地震保険に加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする損害は補償されません。
地震による火災だけでなく、地震等を原因とする損壊・埋没・流失による損害や火災が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償されません。

Q 「貴金属等」とは？

A 次のものをいいます。
●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
●稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

Q 携行品損害特約では、スマートフォンやノート型パソコン、眼鏡なども補償の対象になりますか？

A いいえ、補償されません。
スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット型端末、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器、ドローン、自動車、自転車、クレジットカード、漁具など、補償の対象にならないものがありますのでご注意ください。

Q すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用したら、保険料が高くなりますか？

A いいえ、すまいとくらしのアシスタントダイヤルを利用しても、保険料が高くなることはありません。

Q 火災保険の補償について、門・塀・垣しか損害を受けなかった場合でも補償されますか？

A はい、原則として補償されます。保険の対象が建物の契約であれば、門・塀・垣も保険の対象に含まれます。(門・塀・垣、物置・車庫等を除く旨を保険契約申込書等に記載した場合は、補償の対象となりません。)ただし、お支払いの対象となる条件は「事故の区分」と「保険金をお支払いする主な場合」により異なりますので、詳しくはP.11「損害保険金について」をご確認ください。

Q 「水災」と「漏水などによる水濡れ」の違いは何ですか？

A 「水災」は、台風や集中豪雨による洪水などの水災(床上浸水等)による損害を補償します。
「漏水などによる水濡れ」は、給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。ただし、風災・雪災・雪災、水災の事故による損害を除きます。また、給排水設備自体に生じた損害は補償されません。(P.11参照)

Q 竜巻によって屋根瓦が破損してしまいました。この損害は『THE すまいの保険』で補償されますか？

A はい、保険の対象が建物のご契約の場合は「風災」で補償されます。
※損害の額が自己負担額以下の場合は、保険金のお支払対象となりません。

Q 家財にも保険をかけたほうがいいのでしょうか？

A はい、ご契約をおすすめします。
家財を保険の対象としてご契約いただくと、家具や家電製品などの生活用の動産が、火災などの事故や落雷や風災などの自然災害により損害を受けたとき、その損害が補償されます。
お客さまの世帯主年齢やご家族構成により違いはありますが、個々の家財の評価額を積み上げると、予想以上に高額となるケースがあります。
実際に被害に遭われて必要最低限の家財を購入する場合でもお客さまの負担は大きいものと思われます。
ぜひ、ご検討ください。

Q ソーラーシステムを建物に設置する場合、保険の対象となりますか？

A はい、保険の対象が建物のご契約で、かつ所有者が同一の場合は補償されます。
なお、THE すまいの保険のご契約後にソーラーシステムを建物に設置した場合は建物の評価額が変更となる場合がありますので、取扱代理店まで契約者ご本人さまよりご連絡ください。

Q 臨時費用保険金とはどのようなときに支払われますか？

A 臨時費用保険金とは、実際に事故が起きて損害保険金が支払われる場合に、損害保険金とは別に支払われるものです。
事故の際に必要なとなるさまざまな臨時の出費に当てていただくための保険金です。
なお、臨時費用の補償の有無は、お客さまに選んでいただきます(P.3・P.4・P.12参照)。
※お支払いの対象となる事故を火災、落雷、破裂・爆発のみに限定することもできます。

Q 「水災」と「漏水などによる水濡れ」の違いは何ですか？

A 「水災」は、台風や集中豪雨による洪水などの水災(床上浸水等)による損害を補償します。
「漏水などによる水濡れ」は、給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。ただし、風災・雪災・雪災、水災の事故による損害を除きます。また、給排水設備自体に生じた損害は補償されません。(P.11参照)

＜例：水災＞
●集中豪雨で自宅が床上浸水した。
●台風で近くの川が氾濫し、床上浸水して、床の張り替えが必要となった。
●豪雨等で山が土砂崩れを起こし、家を押し流してしまった。
＜例：漏水などによる水濡れ＞
●天井裏の水道管が破損し水濡れ損害が発生した。
●給水管が破裂して室内が水浸しになり、保険の対象が損壊してしまった。
※給排水設備自体に生じた損害を除きます。

個人用火災総合保険を
ご契約いただく皆さまへ

重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)

この書面では、個人用火災総合保険およびこれにセットされる地震保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明して
いますので内容を十分にご確認ください。
なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

※普通保険約款および特約は、ご契約締結後、保険証券とともにお届けします。
(Web約款をご選択いただいた場合は、損保ジャパン公式ウェブサイトのWeb約款でご確認ください。)

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細については普通保険約款・特約、ご契約のしおり等に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理
店または損保ジャパンにご請求ください。
更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、契約をお申し
込みください。

用語のご説明	普通保険約款・特約、ご契約のしおりにも用語のご説明・定義が記載されていますので、ご確認ください。 汚損、危険、給排水設備、告知事項、骨重、証書、商品・製品等、親族、損害、他の保険契約等、通貨等、盗難、土砂崩れ、配偶者、 破裂または爆発、被保険者以外の者が占有する戸室、暴動、保険期間、保険契約申込書等
--------	--

【約款に関する用語】

普通保険約款	基本となる補償内容、契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象(者)等に関する用語】

保険契約者	損保ジャパンに保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。

【保険の対象に関する用語】

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を 除きます。
屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。なお、擁壁および土地の崩壊 を防止するための構造物ならびに庭木を含みません。
貴金属・ 稿本等(以 下、貴金属等とい います)	保険の対象である家財のうち、次のア.またはイ.の物をいいます。 ア. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、彫刻物その他の美術品で、1 個または 1 組の価額が30万円を超えるもの イ. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券(定期券を除きます。)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者また は被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これ を連続した土地とみなします。

【評価および保険金支払に関する用語】

協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損 保ジャパンと保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいい、経年により劣化 した部分の復旧費用を除きます。
復旧に伴って生じた 残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額(注)を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉 および宝石ならびに書画、骨重、彫刻物その他の美術品については、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 (注)時価・比例払でご契約いただく場合、保険の対象の種類ごとに減価額の上限を定めています。普通保険約款やご契約のしお りで詳細をご確認ください。

評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額≪用語のご説明≫

【その他】

保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に損保ジャパンがお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。ただし、保険の対象が家財一式である場合には、貴金属等の保険金額を除いた額を家財一 式の保険金額とします。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

THE すまいの
保険

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の名称、仕組み

①商品の名称 契約概要

個人用火災総合保険(THE すまいの保険)

②商品の仕組み 契約概要

基本となる補償(契約プラン)、主なセット可能な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)等は次のとおりです。
なお、水災の補償については、豪雨による土砂崩れや内水氾濫等にも備えられるため、原則セットをおすすめします。

○：補償の対象 ×：補償の対象外

基本となる補償(契約プラン)		+	主なセット可能な特約(任意セット特約)(注4)	
建物や家財一式の補償 (注2)	火災、落雷、破裂・爆発	○	建物や家財の さらなる補償	建物電氣的・機械的事故特約
	風災、雹災、雪災	○		
	水災	○ (注1)	その 他 補 償	類焼損害特約
	建物の外部からの物体の落下、 飛来、衝突など	○		
	漏水などによる水濡れ	○		
	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	○		
	盗難による盗取・損傷・汚損	○		
	不測かつ突発的な事故 (破損・汚損等)	○		
費用の補償(注3)		+	自動的にセットされる特約(自動セット特約)	
地震火災費用	地震火災費用		建てかえ費用特約	「協定再調達価額＝建物の保 険金額」の場合は、自動セット されます。
	凍結水道管修理費用			
	臨時費用		住宅修理トラブル 弁護士費用特約	保険の対象に建物を含む場合 は、自動セットされます。
		+	安心更新サポート 特約	所定の条件を充足する保険期 間が5年間のご契約には、自動 セットされます。

(注1) 希望により「×(補償の対象外)」とすることもできます。

(注2) 「建物や家財一式の補償」に掲げる事故が発生した場合は、損害保険金をお支払いする際に自己負担額が差し
引かれます。お支払いする損害保険金の額や自己負担
額については、後記(2)②をご参照ください。

(注3) 火災、落雷、破裂・爆発による損害発生・拡大防止に必要な
または有益な消火活動のための費用を支出した際に、
損害防止費用の実費をお支払いします。

(注4) 特約についての自己負担額は保険契約申込書等をご参
照ください。

補償内容・特約一覧表

取扱代理店が販売している契約プラン・特約についての
詳細は、パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店
または損保ジャパンまでお問い合わせください。

地震保険 ※原則自動セット

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

個人用火災総合保険の基本となる補償(契約プラン) を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明	保険金をお支払いできない主な場合
(ア) 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます
(イ) 風災、雹災、雪災	● 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ● 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ● 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ● 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ● 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ● 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害 ^(注1) ● 地震等による火災(延焼・拡大を含みます。) 損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害 ^(注1) ● 核燃料物質に起因する事故による損害 ● 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。 ^(注2) ● 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含み、保険の対象が建物の場合は、屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。) または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ^(注2) ● ねずみ食い、虫食い等 ^(注2) ● 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害 ● 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(保険の対象が建物の場合は、機能の喪失または低下を伴わない雨樋や塀のゆがみ等を含みます。) 等 ^(注1) 地震保険をセットすることで、補償することができます。→後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 (注2) これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
(ウ) 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のa.またはb.のいずれかの場合をいいます。 a. 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じること b. 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
(エ) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。
(オ) 漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。
(カ) 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。
(キ) 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。 家財が保険の対象である場合は、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難を含みます。
(ク) 不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、(ア)から(キ)までの事故を除きます。

 保険金をお支払いできない主な場合

② お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

個人用火災総合保険の契約プランの補償により、保険の対象に生じた損害に対して損害保険金^(注1)をお支払いします。
なお、保険の対象が建物の場合は、全損や再築などを除き建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。^(注2)

評価・支払基準	保険の対象	お支払いする損害保険金の額 ^(注1)
新価・実損払(評価済)	建物	損害の額 ^(注3) －自己負担額 ^(注4) ^(注5) (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式 ^(注6) (貴金属等 ^(注7) を含む)	損害の額 ^(注3) －自己負担額 ^(注5) (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

(注1) 損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分、保険の対象またはセットされる特約によってはお支払いする損害保険金の額や支払限度額が異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

(注2) 損保ジャパンが承認した場合は、建物を事故直前の状態に復旧する前に、復旧したものとみなします。

(注3) 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用(復旧付随費用)を含みます。
※復旧に付随して発生する費用とは、残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理工費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用、保険の対象以外の原状復旧費用です。

(注4) 建物を復旧できない場合または復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

(注5) 自己負担額は、「0円、1万円、3万円、5万円、10万円」からお選びいただけます。なお、契約プランによっては、「0円、1万円」をお選びいただけない場合があります。自己負担額「0円、1万円、3万円」を選択した場合でも、左記(2)①基本となる補償の(エ)(オ)(カ)(ク)の自己負担額は5万円となります。

選択した自己負担額	注意点	
	事故の種類	自己負担額
0円、1万円、3万円	左記(2)①基本となる補償の(エ)(オ)(カ)(ク)	5万円

(注6) 次のものは、以下を限度に補償します。

	保険の対象	事故の種類	限度額
①	貴金属等	盗難、破損・汚損等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	盗難	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害額をお支払いします。

(注7) 損害の額は時価額を基準とします。

③ 主な特約の概要 **契約概要**

個人用火災総合保険にセット可能な主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

個人賠償責任特約	日本国内外において、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたとき、他人の物を壊したとき、日本国内で受託した財物を盗まれたとき、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたときなど、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。(国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。)
携行品損害特約	日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または保険の対象の家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が受けた損害を補償します。

④ 特約等の補償重複について **注意喚起情報**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注1) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
個人用火災総合保険(建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の類焼損害特約
個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

⑤ 保険の対象 **契約概要**

個人用火災総合保険の保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)の次の(ア)および(イ)のうち、お客さまが契約されたものです。

(ア) 建物	(イ) 家財一式 ^(注1) (注2)(注3)
(注1) 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車は、特別の約定がないかぎり、家財一式に含まれます。	
(注2) 次に掲げるものは、家財一式には含まれません。 ・自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。) ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空機 ・通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取扱います。) ・商品・製品等 ・業務用の什器・備品等 ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等	
(注3) 貴金属等の保険金額が合計で1,000万円を超える場合、貴金属等の詳細を保険契約申込書等に明記したときはその明記した貴金属等のみ保険の対象に含まれます。	

⑥保険金額の設定 **契約概要**

個人用火災総合保険の保険金額は保険の対象ごとに次表のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄でご確認ください。なお、建物のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。家財について補償をご希望される場合は、別途、保険金額を決めてご契約ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払(評価済)	建物	新価の10%～100%の範囲内で、保険金額を設定することができます。
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式	新価の範囲内で、保険金額を設定することができます。 ^(注)

(注) 保険の対象に家財一式を含める場合、家財一式の保険金額のほか、貴金属等を合計100万円まで補償します。
なお、貴金属等の保険金額はご希望により300万円・500万円・800万円・1,000万円のいずれかからご選択いただくこともできます(1,000万円を超える保険金額をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。)
※複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。
※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

 **評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額**

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間	：1年 ^(注)
補償の開始	：保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)
補償の終了	：保険期間末日の午後4時

(注) 保険期間が1年超のご契約(長期契約)もお選びいただけます。ご契約いただく際にはお客さまの保険契約申込書等をご確認ください。なお、銀行等が取扱代理店となる場合で、保険業法施行規則第212条の2第1項第1号に基づいて販売する場合、保険期間は2年以上にかぎられます。
※補償の開始・終了時期は、地震保険(後記(4))も同様です。

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み **契約概要**

個人用火災総合保険の保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては保険契約申込書等でご確認ください。

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

- 集団扱契約では、原則として、保険料は集金者を經由してお支払いいただきます。
- 保険料は、一括してお支払いいただく方法と、分割してお支払いいただく方法があります。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

集団扱契約の場合、個人用火災総合保険の保険料はご契約後、所定の払込期日までにお支払いください。
所定の払込期日までに保険料のお支払いがない場合は、事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがあります。
● 保険料を一括してお支払いいただく場合は、ご契約後、集金者が指定する払込期日までにお支払いください。
● 保険料を分割してお支払いいただく場合は、第1回分割保険料は、ご契約と同時に損保ジャパンへお支払いいただくか、または、ご契約後、集金者が指定する払込期日までにお支払いください。第2回目以降の分割保険料については、所定の払込期日までにお支払いください。
※集金契約で定められた日が払込期日となります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(4)地震保険の取扱い

①商品の仕組み **契約概要** **注意喚起情報**

地震保険は、個人用火災総合保険(以下(4)において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書等の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

②補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の 程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする 保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部 ^(注) の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)
	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき		

(注) 軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。
※1回の地震等^(注1)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円^(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12 \text{ 兆円}^{\text{(注2)}}}{\text{算出された支払保険金総額}}$$

(注1) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
(注2) 2023年1月現在

 **損害の認定基準について**

③保険金をお支払いできない主な場合等 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塙・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

④保険期間 **契約概要**

- 主契約が1年の場合
主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約が1年を超える場合^(注)
地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約とする方式のいずれかによりご選択いただき、主契約の保険期間に合わせてご契約いただきます。
(注) 主契約が長期年払の場合は、主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
※地震保険が自動的に継続する方式の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。
※主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤引受条件(保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) **契約概要**

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ・自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)
- ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ・商品、営業用什器・備品等その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。
ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。(アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。)地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄でご確認ください。
- 地震保険の保険料の払込猶予期間等の取扱いは、前記(3)③と同様です。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

(5)満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(6)取扱代理店が金融機関である場合のご注意 **注意喚起情報**

個人用火災総合保険は、損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払込済みの保険料の返済は保証されておりません。
なお、個人用火災総合保険のお申込みの有無が、その金融機関とお客さまとの他のお取引(預金・融資・為替等)に影響を与えることはありません。また、住宅ローン等のお申し込みにあたり、個人用火災総合保険にご加入いただくことは融資の条件ではありません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 **注意喚起情報** (保険契約申込書等の記載上の注意事項)

保険契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項になります。告知事項につきましては、保険契約申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
なお、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】 ※ご契約の内容により告知事項は異なります。
保険の対象の所在地、建物の構造・用途、建物の所有関係、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職業業、作業規模、居住戸数、施設または設備・業務遂行名称、割増引、他の保険契約等

 **ご契約時にお知らせいただきたいこと(告知義務等)**

(2)クーリングオフ(クーリングオフ説明書) 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる 期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 ●ご契約を申し込まれた日 ●本書面を受領された日
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付(8日以内の消印有効)または損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)経由(8日以内の発信日有効)でご通知ください。
お申し出を受付 できない場合	取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先および ご通知いただく 事項	【宛先】 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社)行 【ご通知いただく事項】 ●ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ●ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号 ●ご契約を申し込まれた年月日 ●ご契約を申し込まれた保険の次の事項 保険種類、証券番号(申込書控の右上に記載してあります。)または領収証番号(証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。) ●取扱代理店・仲立人名
お支払いになった 保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
クーリングオフが できないご契約	●保険期間が1年以内のご契約 ●営業または事業のためのご契約 ●法人または社団・財団等が締結したご契約 ●質権が設定されたご契約 ●保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等 注意喚起情報

- ご契約後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【通知事項】 ●建物の構造または用途を変更した場合 ●保険の対象を他の場所に移転した場合 ●前記2(1)の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合
●通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパンの取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。
●住居部分がなくなったとき ●日本国外に保険の対象が移転したとき
●ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。
●保険の対象を譲渡する場合(注1) ●保険の対象である建物の価値が増加または減少した場合(注2) ●保険契約者の住所や通知先を変更した場合(注3) (注1)ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。 (注2)次のいずれかによるものをいいます。 ●建物の増築・改築または取りこわし ●この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失 (注3)ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。
●上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

ご契約後の契約内容の変更などの通知(通知義務等)

(2)安心更新サポート特約について 契約概要

保険の対象に建物を含むTHE すまいの保険の契約のうち、所定の条件を充足する保険期間が5年間のご契約には、安心更新サポート特約が自動セットされます。この特約には自動更新の機能がありますので、通知締切日までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容(注)で自動的にご契約を更新することがあります。ご契約の更新を希望しない場合は、通知締切日までに、必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、上記に関わらず、損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注)更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳しくは特約やご契約のしおりをご確認ください。
※金融機関等が取扱代理店となる場合は、本特約によってご契約を更新できる期間に制限があります。また、取扱代理店が変更となる場合があります。

ご契約後にご注意いただきたいこと

(3)解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

- ご契約を解約する場合、取扱代理店または損保ジャパンまで速やかにご通知ください。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。
- 返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。
- 長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の計算方法については、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

(4)重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

ご契約後にご注意いただきたいこと

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

その他ご留意いただきたいこと

特にご注意いただきたいこと

(1)取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2)保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(3)個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。
また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

(4)事故が起こった場合

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細はご契約のしおりに記載の書類等をご確認ください。
また、保険の対象が建物の場合は、原則として建物を事故直前の状態に復旧したときに損害保険金をお支払いします。
なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。復旧を前提としていない住宅修理サービスなどの契約を行うと、復旧するまで保険金をお支払いできないことがあります。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はしないようにご注意ください。業者に関する対応やトラブルでお困りの場合は、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

事故が起こった場合 事故が起こった時の手続き

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください			
●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。	●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。	●事故が起こった場合 事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。	●住宅修理サービスなどのトラブルに関する相談 「保険が使える」と勧誘する修理業者とのトラブルのご相談、火災保険の請求手続きのご相談は下記窓口までご連絡ください。
【窓口:カスタマーセンター】 0120-222-882 【受付時間】 平日:午前9時～午後8時 土・日・祝日:午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業)	【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】 0570-022808 【受付時間】 平日:午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)	【窓口:事故サポートセンター】 0120-727-110 【受付時間】 24時間365日 インターネットでのご連絡 損保ジャパン 火災事故 検索	【窓口:住宅修理トラブル相談窓口】 0120-0244-10 ゼロニシヨウ トラブル 【受付時間】 平日、土・日・祝日ともに 午前9時～午後5時 ※火災保険にご加入のお客さま専用の相談窓口です。 ※平日は担当の保険金サービス課が対応します。

個人用火災総合保険・ 地震保険 割増引一覧表	以下の事項をみたす場合は、割増引を適用しますので、ご確認ください。なお、複数の割増引に該当した場合は、重複して適用しない場合がありますので、ご注意ください。詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。
------------------------------	--

(1) 建築年割引 (地震保険の割引)	1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物である場合
「建物登記簿謄本」・「建築確認書」等の公的機関等が発行する書類で新築年月をご確認いただくことで判定できます。	適用条件 所定の確認資料 ^(注1) (写)の提出が必要となります。 1981(昭和56)年6月1日以降に新築された建物であることが確認できる以下の書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ●公的機関等 ^(注2) が発行 ^(注3) する「建物登記簿謄本」、「建物登記済権利証」、「建築確認書(確認済証・確認通知書)」、「検査済証」など ●宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」 ^(注4) ・「賃貸住宅契約書」 ^(注4) ●登記の申請にあたり登記所に提出する「工事完了引渡証明書」 ^(注4) など

(2) 耐震等級割引・免震建築物 割引(地震保険の割引)	耐震等級を有する建物または免震建築物である場合
「建設住宅性能評価書」等で耐震等級を有する建物または免震建築物であることをご確認いただくことで判定できます。	適用条件 所定の確認資料 ^(注1) (写)の提出が必要となります。 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。))に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有する建物であること、国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有する建物であること、または、品確法に基づく免震建築物であることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ●品確法に基づく「建設住宅性能評価書」または「設計住宅性能評価書」 ^(注5) ●評価指針に基づく「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合にかぎりませう。) ●独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」 ^(注6) または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 ^(注6) ●長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」 ^(注7) ●住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」 ^(注6) ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類 ^(注8) および②「設計内容説明書」など耐震等級または免震建築物であることが確認できる書類 ^(注7) ●上記以外の書類で品確法に基づく登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」といいます。) ^(注9) により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級、または対象建物が免震建築物であることを証明した書類 ^(注6)

(3) 耐震診断割引 (地震保険の割引)	耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981)(昭和56)年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物である場合
耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書、または地方公共団体・建築士等が証明した書類をご確認いただくことで判定できます。	適用条件 所定の確認資料 ^(注1) (写)の提出が必要となります。 建物が建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」、「固定資産税減額証明書」など) ●地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する「平成18年国土交通省告示第185号(または平成25年国土交通省告示第1061号 ^(注4))に適合している」旨の文言が記載された「耐震診断結果報告書」など

(4) 公有物件等割引 (個人用火災総合保険の割引)	国、地方公共団体、社会福祉施設等がご契約者で、かつ所有する物件の場合
公有物件等割引とは、 ●公有物件割引 ●準公有物件割引 ●社会福祉施設物件割引 をいいます。 損保ジャパン所定の公有物件等の条件をみたしているかをご確認いただくことで判定できます。	適用条件 所定の確認が必要となります。 以下のいずれかをみたす場合に適用することができます。 ●国または地方公共団体が所有し、かつご契約者である物件であること ●国または地方公共団体が出資して設立した損保ジャパン所定の条件をみたす団体が所有し、かつご契約者である物件であること ●社会福祉法に定める事業を営む損保ジャパン所定の条件をみたす社会福祉施設専用の物件であること

(5) 職業割増・作業割増 (個人用火災総合保険の割増)	住宅以外の用途にも使用している建物の場合
併用住宅物件のうち、所定の用途に使用されている建物に対しては、職業割増を適用します。 また、製造または加工等の所定の作業を行っている建物に対しては、作業割増を適用します。	適用条件 損保ジャパンが定める所定の用途、作業場として使用されている建物に適用します。

(6) 平均用法割増 (個人用火災総合保険の割増)	コンクリート造建物等で、複数の用途に使用している建物の場合
複数の用途に使用されている建物のうち、損保ジャパンが定める条件に合致する場合、適用します。	適用条件 一般物件の1級構造に該当する複合用途建物で、損保ジャパンの定める条件に合致した場合に適用します。

(7) 長期分割割引(個人用火災総合保険の割引)	
保険期間を1年として毎年更新するのではなく、保険期間が長期のご契約で保険料を年払にされた場合、保険料に割引が適用されます。	適用条件 ご契約方法が以下の条件に合致する場合、割引が適用されます。 ●保険期間が2年～5年であること ●保険料のお支払方法が年払であること

(8) 建物・家財セット割引(個人用火災総合保険の割引)	
建物と家財一式を同時に1つの契約でご契約いただき、所定の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。	適用条件 建物と家財一式を同時に1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。 ●保険期間が5年間であること ●「安心更新サポート特約」がセットされていること

(9) 築年数別割引(個人用火災総合保険の割引)	
建物の築年数に応じ、建物用)の保険料に割引が適用されます。	適用条件 保険期間の初日が、保険の対象である建物の新築年月から24年11か月後の月末までにある契約に適用します。(建物のみ割引適用)

(注1) 対象建物について、すでにいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、異動承認書、満期案内書類^(注4)、契約内容確認のお知らせ^(注4)またはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類*を確認資料とすることができます。
*「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の初日・末日」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されるものを含みます。

(注2) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等
(注3) 建築確認申請書など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
(注4) 地震保険期間の初日が2019年1月1日以降の場合にかぎりませう。
(注5) 登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類を含みます。

(注6) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(2級)が適用されます。
●書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合
ただし、「設計内容説明書」などの登録住宅性能評価機関^(注9)(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注7) 以下に該当する場合には、耐震等級割引(工事種別に応じて新築は2級、増築・改築は1級)が適用されます。
●「技術的審査適合証」において、耐震等級または免震建築物であることが確認できない場合
●「認定通知書」など左記(2)①の書類のみご提出いただいた場合

(注8) 「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限りませう。)(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。

(注9) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認めることを行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

MEMO

Handwriting practice area with 25 horizontal dotted lines.

MEMO

Handwriting practice area with 25 horizontal dotted lines.